

● 芦屋市ディスプレイ排水処理システム取扱要領

(平成26年11月1日)

【参考資料】

- (別紙1) 維持管理業務委託契約確約書 (戸建住宅等の場合) (例)
- (別紙2) 維持管理業務委託契約確約書 (分譲マンション等の場合) (例)
- (別紙3) 使用者承継確約書 (例)

(1) 維持管理業務委託契約書 (写) 又は

維持管理業務委託契約確約書 (別紙1, 別紙2)

「維持管理業務委託契約書確約書」とは、排水設備等工事計画確認申請の際にまだ使用者と維持管理業者との維持管理業務委託契約が締結されていないときに、維持管理契約を締結した際には排水設備等工事計画確認申請の完了検査までに委託契約の写しを提出することを確約する書類 (別紙1)。また、分譲のマンション等で管理組合等が設立されておらず、維持管理業者との維持管理業務委託契約が締結されていないときに、維持管理契約を締結した際には委託契約の写しを必ず届けることを確約する書類 (別紙2)。

(2) 使用者承継確約書 (別紙3)

システムの設置された建築物を第三者に譲渡又は貸し付ける等、使用者が変更になったとき、新たなる使用者に対し当計画書及び要領に定める事項を守る責務があることを説明し、遵守させることを確約する書類。

(別紙1) 維持管理業務委託契約確約書 (戸建住宅等の場合) (例)

(確認番号)
令和 年 月 日
芦屋市長 宛
維持管理業務委託契約確約書
設置者 住所 (使用者) 氏名
(自署若しくは押印)
<p>この度、ディスポーザ排水処理システム設置計画書の提出にあたり、現時点では維持管理業者が決定していないため、維持管理業務委託契約が締結できておりません。使用開始までには必ず維持管理業者と維持管理業務委託契約を締結し、速やかに契約書の写しを提出することを確約します。</p>
記
1 建築物の概要 名称, 住所, 戸数等
2 設置するシステム システムの名称, 処理方式, 評定 (認定) 番号, メーカー等
3 設置者の連絡先 (担当者, TEL, FAX)

※ 維持管理業務委託契約書について

- ① 本確約書 (別紙1) は、排水設備等工事計画確認申請のとき、まだ維持管理業務委託契約が締結されていない場合に提出してください。
- ② 設置者と使用者が同じときは、芦屋市下水道条例第5条第1項の排水設備等の工事の検査までに、必ず維持管理業者と維持管理業務委託契約を締結し、契約書の写しを提出してください。提出がないと検査はできません。
- ③ 分譲又は借家等で設置者と使用者が異なるときで使用者が維持管理業務委託契約を締結する場合は、使用者が決まり次第、責任を持って維持管理契約を締結させ速やかに契約書の写しを提出する旨の文言を加えてください。

(別紙2) 維持管理業務委託契約確約書 (分譲マンション等の場合) (例)

(確認番号)
令和 年 月 日
芦屋市長 宛
維持管理業務委託契約確約書
設置者 住所 氏名
(自署若しくは押印)
<p>この度、ディスポーザ排水処理システムの維持管理に関する計画書の提出にあたり、現時点では管理組合が発足しておらず、維持管理業者を決定することが出来ないため、分譲者に対し「ディスポーザ排水処理システム設置計画書」の内容を守る責務があること、また、管理組合が発足したときは維持管理業務委託契約を締結し契約書の写しの提出が必要なことを重要事項説明書等で説明するとともに、確実にこれらの事項を遵守させることを確約します。なお、管理組合が維持管理業者との維持管理業務委託契約を締結するまでの間は、提出した「ディスポーザ排水処理システム設置計画書」に沿って設置者が責任を持って適正に維持管理します。</p>
記
1 建築物の概要 名称, 住所, 戸数等
2 設置するシステム システムの名称, 処理方式, 評定 (認定) 番号, メーカー等
3 設置者の連絡先 (担当者, TEL, FAX)

※ 維持管理業務委託契約書について

- ① 本確約書 (別紙2) は、排水設備等工事計画確認申請の際に、管理組合等が発足しておらず維持管理業務委託契約が締結されていないときに提出してください。

(別紙3) 使用者承継確約書 (例)

(確認番号)

令和 年 月 日

芦屋市長 宛

使用者承継確約書

設置者 住所
氏名

(自署若しくは押印)

今回設置するディスポーザ排水処理システムの設置された建築物を第三者に譲渡し又は貸し付けるときはこの建築物の譲渡人又は賃借人に対し、下記に掲げる事項を守る責務があることを説明し、確実にこれらの事項を遵守させることを確約します。

記

- 1 専門の維持管理業者と維持管理業務委託契約を締結し、その契約書の写しを市に提出しなければならないこと。
- 2 維持管理業者が実施する点検に関する記録その他維持管理に関する資料を市に提出するとともに、3年間保存すること。
- 3 新たな使用者はディスポーザ排水処理システム使用者変更届（様式第2号）を提出する必要があること
- 4 システムの適切な維持管理を確保するため、市が行う立入調査に協力し、指導に従うこと。
- 5 システムを設置した建築物の所有権等に異動があったときは、当該権利を取得した者にシステムの適切な維持管理を行う地位を承継させること。
- 6 そのほか、提出したディスポーザ排水処理システムの維持管理に関する計画書に沿って適正に維持管理をすること。

(ディスポーザシステムの概要)

- 1 建築物の概要
名称, 住所, 戸数等
- 2 設置するシステム
システムの名称, 処理方式, 評定(認定)番号, メーカー等
- 3 設置者の連絡先
(担当者, TEL, FAX)

● ディスポーザ排水処理システム設置計画に関する提出書類(排水設備等工事計画確認申請書に添付する)

新 設	システムの変更	使用者変更
ディスポーザ排水処理システム設置計画書 (様式第1号)	ディスポーザ排水処理システム設置(変更)計画書(様式第1号)	使用者変更届(様式第2号)
維持管理業務委託契約書の写し又は維持管理業務委託契約確認書(別紙1, 別紙2)	維持管理業務委託契約書の写し又は維持管理業務委託契約確認書(別紙1, 別紙2)	維持管理業務委託契約書の写し又は維持管理業務委託契約確認書(別紙1, 別紙2)
使用者承継確認書(別紙3)	使用者承継確認書(別紙3)	使用者承継確認書(別紙3)